

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。

三～二十 （略）

別表第二（第二条関係）

1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）

（1）米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）

玄米、精米

（2）麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

（3）雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

（4）豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

（5）野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

（6）果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

（7）その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）

糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

（1）食肉（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

（2）乳

生乳、生山羊乳、その他の乳

（3）食用鳥卵（殻付きのものに限る。）

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

（4）その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたものと及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

（1）魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

（2）貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

（3）水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

（4）海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

（5）海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類